

# 概要調査・現状記録再考

—民間所在資料保存のために—

西村 慎太郎

## 【要旨】

本稿は記録史料群の整理・調査方法のうち、段階的整理に則って行われる概要調査あるいは現状記録の方法を振り返り、現在の課題の中でどのような考え方や方法に基づくべきかを提示するものである。但し、ここでは文書館・博物館・図書館などの資料保存機関に収蔵されている記録史料群ではなく、個人住宅などの民間に所在する資料を対象とした。最初に概要調査と現状記録の理念について、研究蓄積を振り返り民間所在資料を扱う場合のスタンスについて私見を述べる。次に概要調査と現状記録についての実際の方法について検証する。概要調査にしる、現状記録にしる、1980年代に提起されて以降見直されていないため、方法の検証が必要であると思われる。次に民間所在資料で求められる概要調査と現状記録の考え方や方法についての筆者の考えを述べ、デジタルカメラを多用する方法を提起する。また、実験段階ではあるがiPadを用いた方法も提起する。

## 【目次】

はじめに —課題設定—

1. 概要調査と現状記録の考え方
2. 概要調査・現状記録の実践について
3. 民間所在資料の現状記録の考え方や方法

おわりに

はじめに —課題設定—

本稿は記録史料群の整理・調査方法のうち、段階的整理に則って行われる概要調査あるいは現状記録の方法を振り返り、現在の課題の中でどのような考え方や方法に基づくべきかを提示するものである。概要調査・現状記録はさまざまな災害における文書レスキュー作業の現場に導入されており、文書レスキューの実践を考える上でも重要な論点と成り得よう。

「記録史料」という語については安藤正人氏が「史料となる記録、つまり記録化された一次的な情報物のうち歴史認識のもとになる素材としての価値を有するもの」として、「粘土板や紙や木に記された文字記録や画像記録はもとより、現代の音声映像記録や電子情報も含まれる」と述べている<sup>1)</sup>。この論文を発表した段階で安藤氏は複製物・出版物などを含まないと述べてい

1) 安藤正人『記録史料学と現代 アーカイブズの科学をめざして』（吉川弘文館、1998年）22～23頁。

るが、近年のアーカイブズ学の進展とともにこれら二次的な情報物も「記録史料」と評価するようになったことは周知のとおりであろう。

「段階的整理」についても安藤氏の一文を借りて定義しておきたい。

分析的整理の目標は、記録史料群が内包している、記録発生母体の組織と機能を反映した体系的秩序を再構成し、これを目録などの検索手段のかたちで記述編成することである。しかし、専門的な調査研究を必要とするこの作業は一朝一夕にできることではない。またこの作業に入る前に、その前提として、記録史料の原形やもとの配列状況などについて基礎データを取っておく必要もある。そこで、記録史料群の整理は、初期的な現状調査から本格的な分析まで、長期的、段階的な計画のもとで行ない、検索手段(目録など)の作成も概要的なものから順次高度で多様なものへレベルアップしていくやり方が望ましいと考える。

この方法は「段階的整理」と呼ぶことができる<sup>2)</sup>。

そして「段階的整理」を①概要調査、②内容調査、③構造分析、④多角的利用の四段階に分け、それぞれ対応する検索手段として①概要目録、②内容目録、③基本目録、④多様な検索手段を提案している。本稿で論じるのは①概要調査とそれに対応する概要目録に関するもの、あるいは概要調査をより詳細に進めた現状記録に関するものである。

なお、本稿では永年にわたる記録史料群の管理が進められている史料保存機関の概要調査・現状記録を対象とするものではなく、「地域社会」「民間社会」に遺された記録史料群を対象とする。ここで述べる「地域社会」「民間社会」に遺された記録史料群とは、記録史料を所有しているが、保存管理体制・検索システム・閲覧業務が十全でない個々の家や企業・宗教施設(寺社・教会など)・地域共同施設などのことであり、本稿ではそれらを民間所在資料と称したい<sup>3)</sup>。後述するように概要調査・現状記録について史料保存機関と民間所在資料では方法的な相違がないものの、考え方や保存方法に大きな隔たりがあり、本稿では民間所在資料を取り上げることとする。他方、新井浩文氏が「公文書等の管理に関する法律(公文書管理法)」成立以前より主張しているように史料保存機関(具体的には文書館)における民間所在資料の保存や利用も業務のひとつとして不可欠であり、本稿は史料保存機関にとっても意義あるものと思われる<sup>4)</sup>。

そこで本稿では、1として記録史料群の概要調査と現状記録の考え方を振り返り、民間所在資料の場合、どのような視角が必要であるかの私見を述べる。2として概要調査・現状記録の方法の実際を検討する。そして3として民間所在資料における概要調査・現状記録の考え方と方法を提示してみたい。

2) 前掲註1 安藤正人『記録史料学と現代 アーカイブズの科学をめざして』111~112頁。

3) 『日本国語大辞典』によれば、「民間」とは①人民の間。一般庶民の社会。坊間。②公の機関に属さないこと、と定義されている。したがって、保存管理体制・検索システム・閲覧業務が十全でない個々の家に遺されている場合が多い近代戸長役場文書などは、民間所在資料の語と矛盾するが、代用の語がないため、差し当たって利用することとする。

4) 新井浩文「文書館における民間所在資料(古文書)の取り扱いをめぐる」(『文書館紀要』15、2002年)。

## 1. 概要調査と現状記録の考え方

ここでは、安藤正人氏による概要調査の考え方をまとめ、それに対するこれまでの批判点を上げた上で、吉田伸之氏による現状記録の考え方を提示し、私見を述べたい。なお、段階的整理に則って行われる概要調査の考え方や方法論は、安藤氏のみによる発見と論理化ではなく、国立史料館とその後継に当たる国文学研究資料館史料館・同アーカイブズ研究系などの教職員による長年の蓄積に基づいているものであることを最初に記しておく<sup>5)</sup>。

記録史料群の整理・調査にとって、原秩序を尊重すべきであると言われて久しい（原秩序尊重の原則）。この原秩序尊重という語に関して安藤氏は「明らかに現状とは意味が異なる」と評価した上で、「過去に少々整理の手が入っていても、一見雑然としていても、何らかの形で原秩序の痕跡が残っている可能性は否定できず、「現状を尊重する姿勢が必要であり、それが原秩序復元への早道」と述べている<sup>6)</sup>。そして、原秩序を復元する理由として「原秩序の中に記録史料群の体系的構造を解明する重要な糸口があると考えられるためである」と結論付けている<sup>7)</sup>。すなわち、その記録史料群のある歴史的な段階の秩序を復元し、構造を理解するために、現状を把握することが不可欠である、という指摘である。この点、高橋実氏は次のように平易に意義を述べているが、これも安藤氏と同様のスタンスであろう。

いずれにしても、概要調査は、整理の最初の段階に行なわれる予備的かつ必須の調査で、文書群の保存の現状を記録すること、と、整理全体計画を立案するために文書群の全体像を把握することのふたつを目的にしていることはいうまでもない<sup>8)</sup>。

これに対し、吉田伸之氏や宇佐美英機氏からの（多くの示唆を受けたという立場であることを前提として）批判が出されている<sup>9)</sup>。吉田氏は文書館的な整理・調査ではない「非・文書館学的なフィールド・ワークの方法」の現状記録論を提起している。では、安藤氏を批判した吉田氏の現状記録とは何か。吉田氏は安藤氏の概要調査を「フィールド・ワークの方法」として重要な示唆を得たとした上で、「史料群、史料単位、史料細胞の諸レベルに応じて、調査時点における現在の状況を可能な限り精緻に記録すること、これが現状記録の内容となる」と述べる<sup>10)</sup>。吉田氏の述べる「史料単位」とは、箱やタンスなどのまとまりのこと、「史料組織」とは、単位の中に存在する複数文書の一定のまとまりのこと（例えば、タンスのひとつの抽斗や括り紐一括など）、「史料細胞」とは一点一点の文書のことである（アーカイブズ学で言うアイテム）。では、そのような現状記録を行なう意義とは何か。次の一文が目される。

5) 国立史料館以来の蓄積については安藤秀一『史料館・文書館学への道』（吉川弘文館、1985年）、大藤修・安藤正人『史料保存と文書館学』（吉川弘文館、1986年）、国文学研究資料館史料館編『史料の整理と管理』（岩波書店、1988年）など。

6) 前掲註1 安藤正人『記録史料学と現代 アーカイブズの科学をめざして』119頁。

7) 前掲註1 安藤正人『記録史料学と現代 アーカイブズの科学をめざして』120頁。

8) 高橋実「はじめに」（牛久市史編さん委員会近世史部会編『牛久市小坂・斎藤家文書概要調査報告書』牛久市、1993年）6頁。

9) 吉田伸之「現状記録論をめぐって」（吉田伸之・渡辺尚志編『近世房総地域史研究』東京大学出版会、1993年）、宇佐美英機「『文書館学的史料整理論』に考えさせられたこと」（『地方史研究』242、1993年）。

10) 前掲註9 吉田伸之「現状記録論をめぐって」300頁。

フィールド・ワークの方法としての現状記録とは、かけがえのないその時限りの文書のあり様やその環境といった現状＝現秩序を最大限尊重し、これを記述し、現状それ自体の「体系的構造」を分析する手がかりを残すところに、その目的が存する等とまとめられるのではなからうか。つまり、「現秩序尊重の原則」に立ったフィールド・ワークの領域における史料調査論が、現状記録論であるといえよう。…(中略)このようにして作成された精緻な現状記録は、後世の人々にとって、当該の史料群にそえられる、貴重な調査記録として不朽の意味合いを帯びてゆくことになるのである<sup>11)</sup>。

安藤氏は記録史料群の体系的構造を把握するために概要調査を行なうという視角であるが、吉田氏は「現状＝現秩序を最大限尊重」して、後世の人々に対する活動の説明責任として現状記録を位置づけているのが特徴であろう。吉田氏の批判に対して安藤氏は、記録史料群を「誰もが自由に」「科学的に」「永続的に」利用できることが重要であり、そうした「草の根文書館」の発想<sup>12)</sup>に立つとするならば、吉田氏の立ち位置は「非・文書館学的」どころか、もっとも「文書館学的」な方法論であると論じている<sup>13)</sup>。安藤氏は現状記録の理念や方法自体を批判せず、「あくまで史料の永続的・科学的な保存・管理を優先した、少なくともそれを阻害しない方法論を模索することが常に求められるのではないか」と述べるにとどまり<sup>14)</sup>、なぜ概要調査を行なう必要があるのか、現状記録を行なう必要があるか、という議論自体は立ち消えになってしまった。

しかし、現実には「草の根文書館」と乖離した方向に進んでいる。すでに拙稿でも述べたように、三重県では約30年の間に所在が確認された記録史料群が17.2%廃棄・散逸・行方不明となっている<sup>15)</sup>。2001年に発表された大分県の場合も23%が失われ<sup>16)</sup>、埼玉県10市町村で行なった場合でも13%が行方不明となっている<sup>17)</sup>。また、様々な散逸の契機を念頭に置いた場合、史料保存機関と民間所在資料では考え方や保存方法に大きな隔りがある。「草の根文書館」は目指すべき方向ではあるが、結局到達することのできない蟹気楼ではなからうか。筆者の、読者諸兄の自宅の記録史料群＝民間所在資料を「誰もが自由に」「科学的に」「永続的に」利用できるということは、ないのではなからうか。

民間所在資料について、史料保存機関との相違点は、誰もが自由に利用できるとは限らず、収納スペースに大きな限界があり、些細な契機で廃棄されることが想定される私有財産であるという点であろう。したがって、概要調査にせよ、現状記録にせよ、民間所在資料の場合、当初安藤氏が目指していた記録史料群の体系的構造把握が求められるのはより先の段階であり、所蔵者が個々の文書とそのまとまりを理解し、保存・管理を推進することを最優先に考えるべ

11) 前掲註9 吉田伸之「現状記録論をめぐって」295頁。

12) 安藤正人『草の根文書館の思想』(岩田書院、1998年)。

13) 前掲註1 安藤正人『記録史科学と現代 アーカイブズの科学をめざして』155頁。

14) 前掲註1 安藤正人『記録史科学と現代 アーカイブズの科学をめざして』156頁。

15) 拙稿「文書の保存を考える」(『歴史評論』750、2012年)。なお、三重県の典拠は、三重県生活局編『三重県資料現況確認調査報告書』(三重県、2007年)。

16) 平井義人「アンケートに見る地域史料調査事業の全国的趨勢と問題点」(『大分県立先哲史料館史料館紀要』6、2001年)。

17) 新井浩文「どこへ行く古文書 ―古文書史料の保存・公開をめぐる現状と課題―」(『葦のみち(三郷市史研究)』16、2004年)。

きである。概要調査・現状記録は「個々の文書とそのまとまりを理解する」ための内容目録作成の前提として、当然ながら固有のまとまりを尊重するための手立てであると同時に、私有財産の現状破壊に対して可逆性を持たせるために作成されるものであるべきだと考える。民間所在資料の場合、遺され、保存されている現状を壊して保存処置や調査を行なうことは所蔵者の管理情報の破壊である。それまで所蔵者が抱いていた関心が管理情報の破壊によって雲散霧消することも危惧される。そのためにも早めに内容目録の作成なり、所蔵者などに対する内容の発信なりが不可欠であり、概要調査や現状記録とは所蔵者のもともとの管理情報へ立ち返るツールとして位置づけられるべきである。

## 2. 概要調査・現状記録の実践について

次に、概要調査の実践について紹介したい。ここでは概要調査の事例として、茨城県牛久市小坂斎藤家文書を取り上げたい。斎藤家文書については、すでに概要調査の報告書が刊行されており、概要調査を進めた高橋実氏や安藤氏が論稿をまとめている<sup>18)</sup>。ここでは『牛久市小坂・斎藤家文書概要調査報告書』より概要調査の方法を記したい【図1】<sup>19)</sup>。

- ①蔵の中における所在の確認と収蔵容器や収蔵場所に番号の付与。蔵の壁面のスケッチと計測。
- ②収納されている容器ごとに容器の形態・寸法・材質・概略について、スケッチ・写真撮影・保存状態の記録化を行なう。
- ③容器内のまとまりごとに捉えて「中間番号」を付与し、封筒へ詰める。「中間番号」とは、当時としては特徴的な方法であり、「あくまでも現状を記録し、その内容傾向を把握するために与えられた便宜的なもの」で、「中間番号を単位とした史料群は、明らかに意図をもって整理されたと考えられる史料群ばかりではない」まとまりである。
- ④「中間番号」ごとに保存状態の記録化。

この概要調査は記録史料群の概要をある単位ごとに記録化する点では有効である。そして、筆者も2010年12月当館に寄贈された松戸市蜂屋家文書（仮称）で実践した【図2】。なお、蜂屋家とは、もともと紀州藩の家臣であり、14代将軍徳川家茂に従って幕臣となり、徳川將軍家の分家である御三卿田安家の用人に任じられた家である。幕末の当主である蜂屋茂橋は樵園と号した人物で多くの蔵書を持ち、それらは日比谷図書館特別買上文庫のひとつとして現在都立中央図書館に所蔵されている。2009年に蜂屋家の当主である蜂屋千代氏が亡くなり、処分される場所であったが、松戸市戸定歴史館の仲介によって田安家徳川家資料を所蔵している国文学研究資料館に寄贈されることとなった。2010年12月18日から19日の2日間かけて概要調査を行ない、葵紋入り長持・木瓜紋入り挟箱など、27点に及ぶ文書などを収めた器物を確認した上で、その日のうちに当館へ搬入しなくてはならず、膨大な時間を費やすことができなかつたため、

18) 高橋実『自治体史編纂と史料保存』（岩田書院、1997年）、前掲註1 安藤正人『記録史科学と現代アーカイブズの科学をめざして』、前掲註8 牛久市史編さん委員会近世史部会編『牛久市小坂・斎藤家文書概要調査報告書』。  
 19) 神山知徳「史料調査・整理の概要」（前掲註8 牛久市史編さん委員会近世史部会編『牛久市小坂・斎藤家文書概要調査報告書』）。

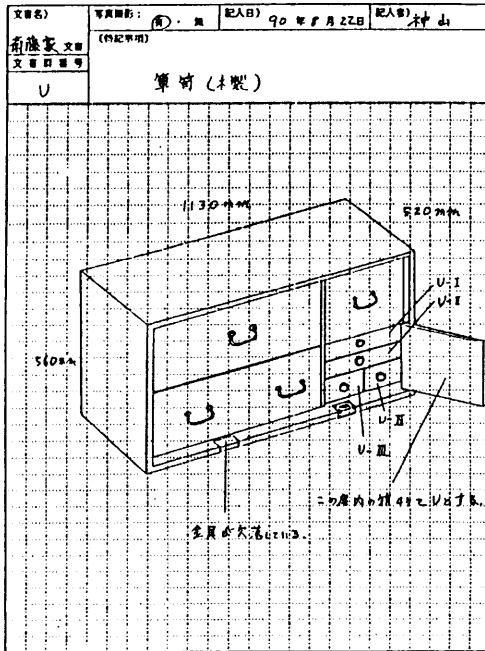


図6 箱Uのスケッチ

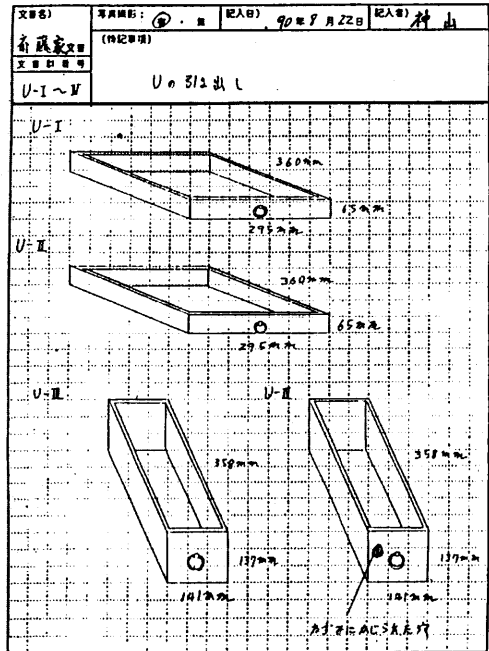


図7 箱U-I~箱U-Nのスケッチ

【略目録用紙】 (乙) 文書群番号 小坂・斎藤 文書

略番号	表	題(内容)	年代	形態	数量	備考
U-III-1	(里地証文・金子借用証文・流地証文・永代免 流証又等)		文化13~ 明治元	42	70 ~80	尾録70
全体 3/4 記入日) '90年 8月 22日 記入者) 尾 牛久市史編さん室・近世部会						

図8 U-III-1の概要目録

註 初期整理時は概要目録を「略目録」と呼称していた。

図1 牛久市小坂・斎藤家文書概要調査のスケッチと記録 (『牛久市小坂・斎藤家文書概要調査報告書』より)

場所	2階居間		番号	2		
収納容器...革張りのトランク(茶色)。取っ手付き。鍵付き。上面と左面の革破損。中にポケット3つ						
収納状況...ポケットのうち左側の大きなポケット(1)と上側の小さなポケット(2)に絵葉書が入れられている。中には文書が風呂敷一括(3)とその雑然と入れられた封筒類(4)。その下にくくり紐一括の文書(5)。						
収納状況など	番号	文書の概要		年代	形態・数量	備考
トランク内左側ポケット	1	(絵葉書一括)		大正～昭和初期頃か	葉書・16点	満洲のもの多い
		南満州鉄道営業報告		昭和11年	封筒一括	
トランク内上側ポケット	2	(絵葉書一括)		近代	葉書・封筒	
					など50点	
					程度	
風呂敷一括	3	(〇〇様見舞い関係一括)		明治31年	風呂敷一括	虫損甚大
		〇〇様御見舞帳・香典帳など			8点	
	4	(封筒一括)		明治20年代	32点	蜂屋家宛以外も
						あり。
くくり紐一括	5	(書状一括)		近世か	5点	田安家用人宛

20101215 西村慎太郎作成 記入日( 年 月 日)記入者( )

図2 2010年に寄贈された松戸市蜂屋家文書の概要調査

概要調査を実施した。

次に、現状記録の実践について紹介したい。現状記録という理念と方法についてはいわゆる「文書館学的記録史料整理論」と称される国立史料館以来の研究蓄積に基づいており、房総史料調査会などによってなされてきたものである。房総史料調査会とは、千葉県で主に民間所在資料を中心に保存活動を行なっている任意団体であり、関東の学生が主体となって運営している。1980年代より活動を始めており、1990年代の民間所在資料調査論を先導した功績は少なくない。

房総史料調査会が推進する現状記録については吉田伸之氏が論文としてまとめている<sup>20)</sup>。現状記録の意義については既述の通りであるが「史料群、史料単位、史料組織、史料細胞の諸レベルに応じて、調査時点における現在の状況を可能な限り精緻に記録する」ために次のような方法で行っている。①史料群の現状記録。民間所在資料が空間のどこにどのような状態で伝来していたかについて、写真撮影やスケッチ、聞き取りをし、包括的な記録を行なう。これは史料群の外側を取り巻く様々な情報を記録化する作業であり、例えば、建造物の調査、環境の変化、景観や空間構造などの調査など、諸学問を結集したフィールド・ワークが求められる。②史料単位の現状記録。史料単位の現状が元に戻せるように注意をしながら写真撮影・スケッチ、記録化を行なう。以下、史料組織の現状記録も同様にを行なう。この②以降の現状記録に際しては一点一点を取り上げて、保存処置(中性紙封筒へ入れるなど)や内容目録の作成を行なうが、その際、房総史料調査会の場合、マイクロカメラによる撮影を取り上げる段階で行なっていた。

20) 前掲註9 吉田伸之「現状記録論をめぐって」。

しかし、マイクロカメラによる現状記録は時間・費用・人員の点で問題があると判断し、1991年3月の茂原市法目郷有文書調査の際にビデオカメラを導入し、以後、この方法が同会の特徴となっている<sup>21)</sup>。

しかし、房総史料調査会のビデオカメラによる現状記録はその簡便さと正確さという意味では評価できるが、利便性という点では議論の余地が残されていよう。例えば、ビデオでは物理的なインデックスを付与することが不可能であるため、ある文書の保管されていた状況＝現状を確認しようとする場合、最初から確認する作業が必要になる。無論、ビデオカメラのみに頼っているわけではなくスケッチと文字情報・形態情報の記録化も同時に行っているため、大きな手間は少ないが、所蔵者と担当者との協議の中で厳密な可逆性を求める必要がない場合、より簡便で、確認が容易な方法でも構わないものと思われる。その点、概要調査と現状記録とは臨機応変(時間・場所・人員・費用・天候・担当者の判断など)に使いわけるべきである。

そこで、現状記録の中でも房総史料調査会の方法を踏まえつつ、ビデオカメラによらない現状記録を実践している甲州史料調査会の事例を検証してみたい。なお、自治体史編纂の過程でも現状記録を実践している事例は多いものの、房総史料調査会同様の任意団体という点で同会的事例を挙げる<sup>22)</sup>。

甲州史料調査会は、1991年7月に発足しており、①埋もれている史料の発掘に努め、その破壊や散逸を防ぐ、②近年の史料調査法の進展を踏まえ、現状を尊重した史料調査のあり方を追求する、③参加者の自由・対等な立場での学習・研究の場となる活動を目指す、という活動方針を立てている。ここには対所蔵者という視角が見えにくいものの、発足当初より所蔵者との対話を重視している点に特徴がある。

次に、甲州史料調査会の現状記録について検証してみたい<sup>23)</sup>。甲州史料調査会のマニュアルは民間所在資料を扱う初心者にも理解してもらえよう平易な記載がなされている。また、「現状記録には時間がかかるため、自治体史など時間が限られた調査の場合には困難が多く、これからよい方法を考えねばならない、というのも現状」と述べつつ、次のように現状記録の意義を訴えている。

一つの文書は、様々な契機で様々な主体により作成され、保管され、現在に至っている。

わたしたちが史料調査をするということは、伝存されてきた史料を“整理”という名のもとに“破壊”することである。それゆえに“現在ある状況”を記録しておく必要がある。

この記述からも明らかなように房総史料調査会と甲州史料調査会は民間所在資料の現状記録を行なうという点で類似のスタンスを持っており、原秩序を尊重した上で記録史料群の体系的構造を解明するという考え方はうやむやになっている。この点については後述するとして、次

21) 房総史料調査会のビデオカメラによる現状記録の方法については芦田伸一「ビデオカメラによる「現状記録」の試み」(前掲註9『近世房総地域史研究』)参照。

22) 甲州史料調査会については、『河口湖町シンポジウムの記録 富士御師のいた集落』(甲州史料調査会、1998年)、『甲州史料調査会成果報告会報告書 河口湖の古文書と歴史』その1・その2(甲州史料調査会、2004年・2005年)、『甲州史料調査会成果報告書 一石川重人家文書①— 甲州下山の番匠たち』(甲州史料調査会、2009年)、『富士山御師の歴史的研究』(山川出版社、2009年)参照。

23) 甲州史料調査会の現状記録については、甲州史料調査会編『現状記録マニュアル』(1999年改訂)参照。



に甲州史料調査会の現状記録の方法について簡単に見てみたい。現状記録に当たっては、a. 取り上げ、b. 記録、c. 封筒詰めめの3名程度で分担して行い、以下、①～⑦の作業を進める【図3】。

- ①資料群のまとまり全体の保存状況をカメラ撮影とラフスケッチし、必要事項を記入。撮影には必ず番号札と方角札を写し込む（方角は厳密ではなく任意で構わない）。
- ②各单位に番号を付与し、それぞれの保存状況をカメラ撮影とラフスケッチし、必要事項を記入。
- ③取り上げ原則（上→下、西→東など）を設定し、それにしたがって資料に番号を与えながら取り上げていく。
- ④一点ごとに取り上げた資料の内容を「現状記録用紙（取上用）」に記入する。内容は番号と資料が照合できる程度の簡単なもので構わない。
- ⑤取り上げた資料は番号を記した封筒に入れる。
- ⑥収蔵されている資料の配列や層位が変わる時にはカメラ撮影とラフスケッチし、必要事項を記入した上で、「現状記録用紙（取上用）」の「取上順序」に状況を記す。
- ⑦④～⑥を繰り返し、取り上げがすべて終わったら封筒と「現状記録用紙（取上用）」の番号欄に「止」と記す。

以上の現状記録の方法については他の団体であってもほぼ同様であるものと思われる。房総史料調査会との大きな違いはビデオカメラを利用するか、ビデオを利用せず写真とスケッチのみで済みますかという点であるが、いずれにしても、1990年代から方法論の変更は見られないのが現状である。近世史サマーセミナー分科会にて議論されたことがあったものの、その後、議

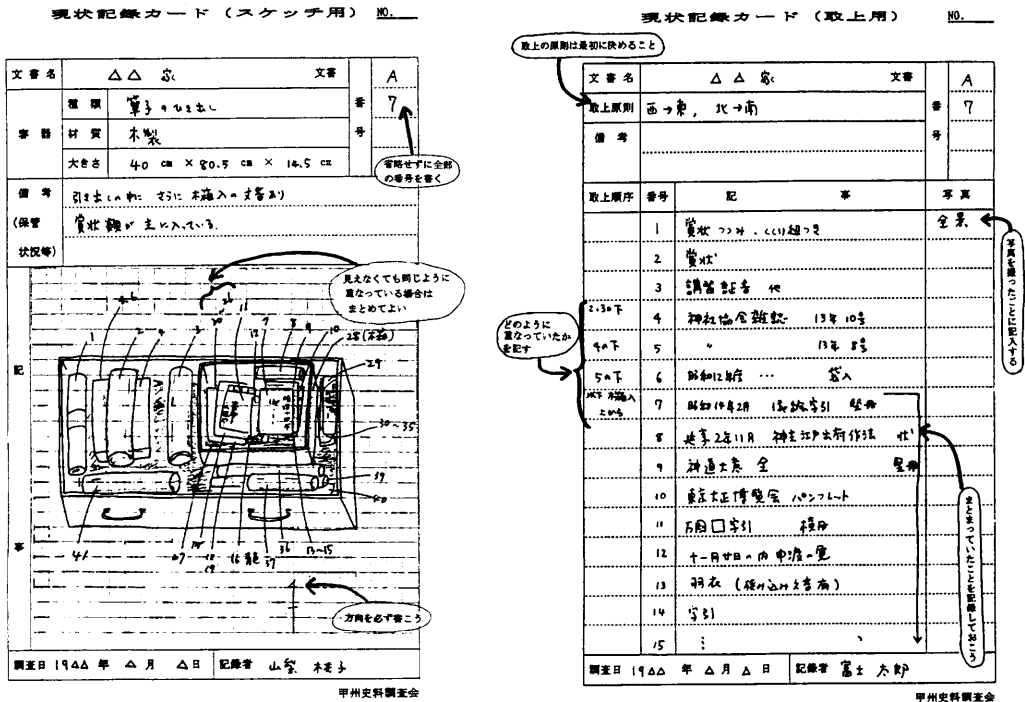


図3 甲州史料調査会の現状記録

論そのものが低調になり、煩雑さに対する批判か、「なんとなくやっている」まま現在に至っている。そして、安藤氏らが当初提起した意味づけは民間所在資料の現場では、もはや忘れ去られてしまっていると言わざるを得ないが、1でも述べたように概要調査や現状記録とは所蔵者のもともとの管理情報へ立ち返るツールとして位置づけられるべきであり、そのために最も効率的で有効な方法を考えるべきであると言えよう。

### 3. 民間所在資料の現状記録の考え方と方法

民間所在資料は所蔵者があって成立するものであり、所蔵者がなくては民間所在資料は存在し得ない。その点で安藤正人氏の考える「草の根文書館」的な視角、すなわち「記録史料の保存のために必要な最低限の設備とたった一人のアーキビスト」<sup>24)</sup>という個人宅などを想定した発想は首肯されるが、それならば所蔵者のための保存・調査を十全に進めることが文書を遺すために重要なスタンスとなる。既述のように所蔵者の管理情報の破壊がなくては適切な保存処置も内容目録の作成もできない。所蔵者の管理情報を破壊するため、それを効率的に記録化することが現在あるべき概要調査・現状記録に求められているものと思われる。

完全な記録化という意味では房総史料調査会のビデオカメラとスケッチや写真、そして文字情報による記録化という方法が最も有効である。但し、検索や頭出しという点ではビデオでは不便であると言わざるを得ず、せっかくの記録を有効に利用できない恐れがある。そこで近年の電化製品のハード面・ソフト面の廉価化を考慮に入れた場合、デジタルカメラを多用化する方法が有効なのではないかと筆者は考え、実践している<sup>25)</sup>。さらに、阪神・淡路大震災以降、様々な人びと、普段は記録史料群を扱うことの少ない業種や学生・生徒などが文書レスキュー活動に従事することが多く、必ずしも前近代・近代の文書に多くずし字の文書を判読できなくとも、概要調査・現状記録、さらにはその先にある保存処置などをしていく方法を模索していく必要があろう。

そこで一例として、調布市佐橋家文書で行なった実践を挙げたい<sup>26)</sup>。佐橋家は前近代に名古屋城下の商人であり、近代に至って東京にやって来ており、昭和初年に死去した佐橋次郎(俳号冠左)や娘・ミヤノなど数代にわたる佐橋家の文書を中心に前近代から昭和30年代までの文書が多く遺されていた。

ここでの現状記録従事者はカメラA担当・カメラB担当・記録化担当・保存処置担当の4担

24) 前掲註1 安藤正人『記録史料学と現代 アーカイブズの科学をめざして』155頁。

25) デジタルビデオカメラの利用についてはすでに五島敏芳「現状記録におけるデジタルカメラ導入」(『甲州史料調査会会報 桃太郎』19、1998年)などで述べられている。近年ではNPO法人宮城歴史資料保全ネットワークが文書の撮影に多用している(宮城資料ネット方式)。実際、東日本大震災で石巻市雄勝町名振地区の旧家に所蔵されていた12000点に及ぶ文書が津波によって流出してしまったが、「宮城資料ネット方式」によって文書が撮影されており、原文書は失われていても複製品が遺されることとなった(平川新・佐藤大介編『歴史遺産を未来へ』東北大学東北アジア研究センター、2011年)。なお、NPO法人宮城歴史資料保全ネットワークによる文書の撮影方法については同ホームページの佐藤大介編「歴史資料保全活動におけるデジタルカメラによる文書資料撮影の手引き」4版参照(<http://www.miyagi-shiryounet.org/01/satuei04/satueihou04.htm>)。

26) 2012年10月段階ではNPO法人歴史資料継承機構が活動を進めている(<http://rekishishiryu.com/>)。

当であるが、実践した結果、保存処置担当が最も作業量が多いため、2人以上ないし記録化担当との共同が望まれる。カメラの設定などについてはNPO法人宮城歴史資料保全ネットワークによる佐藤大介編「歴史資料保全活動におけるデジタルカメラによる文書資料撮影の手引き」4版を準拠しつつ<sup>27)</sup>、保管状況によっては現場での判断が求められる。なお、現在、メディアは32ギガバイトSDカードを用いているが、これくらいの容量だと10000枚以上の撮影が可能であり、作業効率が高い。また、電力の使用が可能ならばACアダプターを着用できるデジタルカメラの方がバッテリーを気にせず作業できる。

そこでの収蔵容器内の作業手順は次のとおりである。

- ①カメラAを用いて収蔵容器内の番号を付与した撮影【図4】。この際、当然ながら写真を撮る方向は一定にしなくてはならない。また、牛久市の概要調査同様、ここでは「中間番号」方式を用いて、まとまりで撮影をする。
- ②記録化担当による形態情報の記録化【図5】。所蔵者の管理情報を把握するためだけでいいので文書の表題などは一切無視し、形態のみをパソコンで入力する。
- ③カメラBを用いて文書の表題やかたまりなどの特徴の部分を番号を付与して撮影する。これは番号・形態情報・表題などの同定をすめためである。カメラAと形態情報のみではその文書の同定が困難である場合のための撮影である。
- ④保存処置担当によるドライクリーニング。埃や虫糞などの除去のため、刷毛や筆、スポンジ状のパウダーパフが効果的である<sup>28)</sup>。
- ⑤保存処置担当による番号を記した封筒・付箋・畳紙・巻紙での保管。史料収蔵施設の場合、中性紙封筒を用いた文書の保管がされるが、民間所在資料の場合、管理できるスペースが限られるため、中性紙封筒やそれらを収納するためのAFハードボードによる文書箱では所蔵者の理解が得られない場合が多い。そのため、もともとの収蔵容器に戻すことを推進したい。畳まれている一枚モノの文書や帳面状の文書の場合、次のようにマニュアル化して

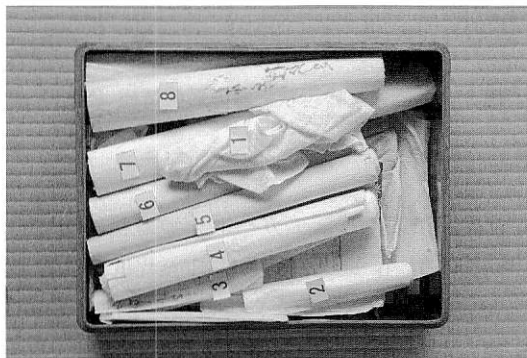


図4 佐橋家文書箱1の中

27) 前掲註25「歴史資料保全活動におけるデジタルカメラによる文書資料撮影の手引き」4版。

28) 飯島正行氏の御教示による。なお、甲州史料調査会における2009年5月4日第11次甲州三井家旧蔵文書調査に際して、飯島氏のワークショップが行なわれた。

調布市佐橋家文書現状記録															
単位	番号	状	縦帳	横帳	冊	綴	仮綴	葉書	写真	折本	鋪	横半	その他	一括情報等	作業従事者
1	1												扇子	布に巻き込み	栗原
1	2	○													栗原
1	3	○													栗原
1	4	○												8枚巻き込み	栗原
1	5	○													栗原
1	6	○													栗原
1	7	○													栗原
1	8	○												6枚巻き込み	栗原
1	9												包紙入米		栗原
1	10	○												2枚巻き込み	栗原
1	11	○													栗原
1	12		○												栗原
1	13	○												12枚巻き込み	栗原
1	14												置物		栗原
1	15	○													栗原
1	16	○												封筒共	栗原
1	17												布	ビニール袋に入	栗原
1	18	○												封筒共	栗原
1	19	○												封筒共	栗原
1	20							○							栗原
1	21							○							栗原
1	22							○							栗原
1	23	○													栗原
1	24	○													栗原
1	25	○													栗原
1	26	○													栗原
1	27												色紙		栗原
1	28		○											中に封筒入	栗原
1	29												扇子		栗原
1	30												扇子		栗原
1	31												包紙入米		栗原
1	32												墨	箱入	栗原
1	33		○												栗原
1	34												書套		栗原
1	35												包紙		栗原
1	36												布片		栗原
1	37												銅皿		栗原
1	38												鏡	袋入	栗原
1	39												墨		栗原
1	40												包装紙片	ビニール袋入	栗原
1	41												筆入れ	中に小型硯入	栗原
1	42	○												2枚巻き込み	栗原
1	43	○													栗原
1	44							○						ビニール袋入	栗原
1	45							○							栗原
1	46							○							栗原
1	47							○							栗原

図5 佐橋家文書現状記録の形態情報(部分)

いる。a. 一定の強度のある和紙やピュアガードを短冊状に切る。カッティングマットとカッターを用いて丁寧に切る。b. 短冊の長さは20cm程度を目安にする。c. 上部2cm程度を目安に番号を記す。d. 文書に挟み込むが、その際、下部を折り込んでおく。これは脱落を防止するためである。一方ではがきなどの畳まれていない一枚モノの場合、中性紙封筒を用いるかAEプロテクトなどで畳紙を作成し、番号を記してそこに保管するといであろう。掛軸の場合、巻紙(掛け緒が当たるところに巻く紙。帯下)にAEプロテクトを用いて表に出る4ヶ所に番号を記す【図6】。

なお、iPadも現状記録には有効なのではなかろうか。第3世代iPadならば500万画素の搭載カメラであり、十分に現状記録に耐えうる。まだ、実験段階であるが、市販のデジタルカメラで



図6 世田谷区川村家文書の掛軸巻紙

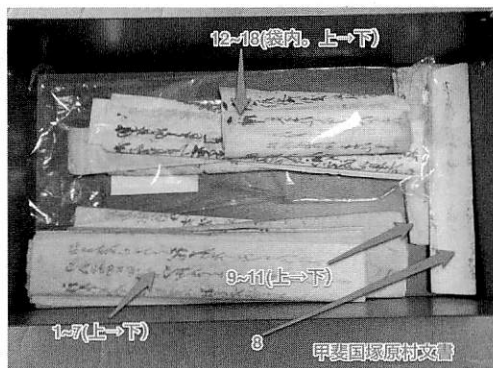


図7 iPadを利用した現状記録写真の実験例

現状記録を撮影し、写真データが入ったSDカードを「iPad Camera Connection Kit」でiPadに取り込んで、画像加工アプリを用いて番号を付けていくという方法も可能であろう。筆者が実験的に行った甲斐国塚原村文書の場合、無料アプリ「Skitch」を利用して現状記録写真の撮影を行ってみた【図7】。すぐに実践化できるとは思えないものの、今後も方法を模索していきたい。

## おわりに

本稿では概要調査・現状記録の動向を振り返り、民間所在資料における概要調査・現状記録の方法についての考え方や方法の私見を述べてみた。概要調査とは、段階的整理に則って行われ、記録史料群のある歴史的な段階の秩序を復元し、その記録史料群の構造を理解するために行なわれた。現状記録とは、概要調査をさらに精緻にし、「現状＝現秩序を最大限尊重」して、後世の人々に対する活動の説明責任として位置づけた。

吉田伸之氏は安藤正人氏に対して「非・文書館学的なフィールド・ワークの方法」として現状記録を主張したが、所蔵者にはどのように理解されたのであろうか。現状記録論提起から20数年経過し、そして、戦後の史料保存運動の延長線上に各地で展開されている民間所在資料の保存活動を目の当たりにし、いま改めて問うたのが本稿である。現在、現状記録を応用した形で茨城文化財・歴史資料救済・保全ネットワーク準備会（茨城史料ネット）の毎週の文書レスキュー活動でも行われており、着実に成果を上げつつも、なお、課題が多い<sup>29)</sup>。現状記録それ自体、表題や内容を適記するため、所蔵者は（甚だ不十分な）内容目録と感違いしてしまい、文書一点一点の意義を見失ってしまう恐れすらある。したがって、文書レスキュー活動に関しては概要調査を用いる方が時間的にも内容的にも有効なのではなかろうか。

本稿では所蔵者の管理情報担保のための現状記録を提起したが、これは現状記録の先にある内容目録作成が不可欠である、というスタンスによるものである。次に考えるべきは所蔵者が

29) 方法論的には牛久市の方式に近似している。牛久市の方法については前掲註8『牛久市小坂・斎藤家文書概要調査報告書』。

使いやすい内容目録をどのように作成すべきか、という点が民間所在資料に求められる課題であると思われる。その点、新潟県歴史資料保存活用連絡協議会編『古文書保存・整理の手引き』が参考になり、議論を深めていく必要があるものと思われるが、本稿での課題を超えているため擱筆する<sup>30)</sup>。

付記：本稿は人間文化研究機構連携研究『大震災後における文書資料の保全と活用に関する研究』の成果の一部である。

---

30) 新潟県歴史資料保存活用連絡協議会編『古文書保存・整理の手引き』(新潟県歴史資料保存活用連絡協議会、2008年)。